

藍住町いじめ防止基本方針 (改訂版)

平成30年5月

藍住町・藍住町教育委員会

< 目 次 >

1	基本方針策定の目的	1
2	いじめの定義	2
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
	(4) 地域や家庭との連携	
	(5) 関係機関との連携	
4	いじめの防止等のために町が実施する施策	8
	(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
	(2) いじめの防止に向けた取組	
	(3) いじめの早期発見に向けた取組	
	(4) いじめの解消に向けた取組	
	(5) 地域や家庭、関係機関と連携した取組	
	(6) 学校評価の留意点	
5	いじめの防止等のために学校が実施する施策	11
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
	(3) 学校におけるいじめの防止	
	(4) 学校におけるいじめの早期発見	
	(5) 学校におけるいじめに対する措置	
	(6) 地域や家庭との連携	
	(7) より実効性の高い取組を実施するための措置	

6	重大事態への対処	17
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 町教育委員会又は学校による調査	
	(3) 調査結果の提供及び報告	
	(4) 町長による再調査	
	(5) 再調査に基づく措置等	
7	その他留意事項	24

1 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止は学校で最優先すべき人権教育の課題であり、すべての児童生徒が、いじめが「いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為」であることを十分に理解する必要がある。児童生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むためには、すべての児童生徒がいじめを行わず、あるいは、いじめを認識しながら放置しないよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として取り組むべき問題である。

藍住町いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、藍住町（以下「町」という。）及び藍住町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」の定義は、法第2条の定めるところによる。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う。

いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめを受けていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活

動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめを行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を要する。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるものの、学校いじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩（たた）かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体

又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を要する。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、より根本的ないじめの問題克服のために関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

児童生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるためには、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

さらに、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらにあわせて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発も

必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や町教育委員会は、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、相談担当窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめの存在が確認された場合、学校は、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談のほか、事案に応じて関係機関との連携が必要である。

このため、教職員はふだんから、いじめを把握した場合の対処について理解を深めておくことと、組織的な対応が可能な学校の体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止められるようにするため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が重要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度を

活用したりするなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や町教育委員会においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、ふだんから、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局等の学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、町教育委員会や学校が、関係機関の取組と連携することも重要である。

4 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

- ア 町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「藍住町いじめ問題等対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）」を開催する。連絡協議会は、「藍住町青少年健全育成会議」が兼ねるものとする。
- イ いじめ防止等の対策を実効的に行うため、町教育委員会に「藍住町いじめ防止等対策委員会」を置く。法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査を教育委員会が主体となって行う場合は、藍住町いじめ防止等対策委員会がこれを行う。

(2) いじめの防止に向けた取組

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。
- ウ 鳴門教育大学の専門的な知見を活用し、児童生徒の対人関係能力の向上や自尊感情及び他者を思いやる心等の育成を目的とした「予防教育」に取り組む。
- エ Q-Uアンケートの活用により、児童生徒の学級満足度及び学校生活意欲の把握・分析を通じて、いじめの発生や深刻化の予防、いじめられている児童生徒の発見に取り組む。
- オ 携帯電話やスマートフォンの正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させる「携帯電話安全教室」の実施などで、児童生徒の情報モラル教育の充実を図るとともに、ネットパトロール等との連携によりインターネットを通じて行われるいじめの早期発見、早期対応に取り組む。あわせて、保護者に対しても、インターネット上の書き込みやSNSのトーク等がいじめの温床となる危険性があることやフィルタリングの利用促進等について、広報や啓発に取り組む。

カ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度等についての広報や啓発に取り組む。

(3) いじめの早期発見に向けた取組

- ア 徳島県教育委員会と連携し、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの公立の小学校、中学校への配置を継続し、相談体制の充実を図る。
- イ 児童生徒の支援状況等を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等の調整役として活動する教職員を中心とした教育相談体制を構築し、学校が組織として対応する。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・青少年対策監を学校いじめ対策組織の構成員とするとともに、そのことを児童生徒及び保護者に積極的に周知する取組を進める。
- ウ 夜間・休日を含め、いつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう「24時間子供SOSダイヤル」を学校や家庭に周知する。
- エ 専門的知識や経験を有する青少年対策監を町教育委員会に配置し、また地域の実情に通じた人材を学校サポーターに起用して課題の見られる学校に配置する。両者の学校内外の巡回や児童生徒及び教職員の相談業務を通じ、いじめや児童生徒の問題行動について、防止や早期発見に取り組む。

(4) いじめの解消に向けた取組

- ア 児童生徒によるいじめ等の問題行動で課題がある学校について、徳島県教育委員会に対して高度で専門的な知識を有する医師、社会福祉士、臨床心理士、大学教授等による「学校問題解決支援チーム（スクールプロフェッサー）」の派遣を要請し、児童生徒の実態把握や適切な指導方法及び対応方法等について指導、助言を行うことにより、問題の解決に取り組む。
- イ 児童生徒によるいじめ等の問題行動で課題がある学校について、徳島県教育委員会に対して、問題に応じて児童相談所、所轄警察署、青少年補導センター等で組織した「阿波っ子スクールサポートチーム」

の派遣を依頼し、各関係機関が連携して、必要な指導、助言等を行うことにより学校を支援し、問題の解決に取り組む。

ウ 青少年対策監及び学校サポーターにより、児童生徒の個々の事情を踏まえてきめ細かな指導を行い、問題の解決に取り組む。

(5) 地域や家庭、関係機関と連携した取組

ア P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度や学校運営協議会を活用したりするなど、いじめ問題について学校と地域、家庭とが連携した対策を推進する。

イ 日頃から学校内外で児童生徒と多くの大人が接するような取組を推進する。

ウ 児童生徒をめぐる人権問題について相談活動を実施する法務局との連携を強化し、いじめ問題の早期発見、早期解決を図る。

エ 警察と情報共有体制を構築し、緊密な連携の下、児童生徒のいじめ等問題行動への対応を図る。

(6) 学校評価の留意点

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

加えて、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

5 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ア 各学校は、その学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定し、組織的にいじめの防止・早期発見等に取り組む。
- イ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込んだり、学校がいじめを隠したと誤解されたりすることのないよう、いじめに対しては、個々の教職員ではなく、組織として一貫した対応を行う。
- ウ 学校いじめ防止基本方針に、いじめの発生時における学校の対応を示すことにより、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。また、いじめを行った児童生徒への具体的な指導方法を定め、再発防止を図る。
- エ 学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへ掲載するなど、保護者や地域住民に積極的に周知するとともに、児童生徒や教職員に対してもその内容を十分に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ア 学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。そのため、学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定める。
- イ 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じて複数の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等）から構成された、いじめの防止等の対策のための組織を置く。また、可能な限りスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、青少年対策監等の専門家を加え、実効性のある人選とする。あわせて、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たっては、児童生徒と関係の深い教職員を加える。
- ウ 学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全

ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とする。

(3) 学校におけるいじめの防止

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が円滑に他の児童生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。

イ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、自分がしたこと感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。

また、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることで、自分は大切な存在である、自らは価値ある存在であると認め、自他ともに受け入れることができる自己肯定感が高められるように努める。

ウ 児童生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

エ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

オ インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめ等への対策を図る

とともに、携帯電話安全教室等を行い、情報モラルに関する指導の充実に努める。

カ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては刑法上、民事上の責任を負う可能性があることを理解させる。

キ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、ふだんから教職員全員による共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

ク 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。

ケ 特に配慮が必要な児童生徒（文部科学省『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』3ページを参照）については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

コ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童生徒の行動や交友関係等をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応する。

サ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校に入学する児童に関する丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組など、小中学校の円滑な接続を図る。

(4) 学校におけるいじめの早期発見

- ア 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、「アンテナは高く、センサーは鋭く、行動は果敢に」を実践し、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- また、教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- イ 年度当初に適切に計画を立てた定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。
- ウ 児童生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談担当窓口や相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し組織的な対応をとる。

(5) 学校におけるいじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って町教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- イ いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- ウ いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童生徒の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。

いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、更に出席停止や警察との連携による措置も含め、き然とした対応をとる。

また、保護者に対しては、迅速かつ正確に情報を伝えて理解を得るよう努める。

エ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

オ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。

カ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で、必要に応じて懲戒を加える。

キ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ク いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

(ア) いじめに係る行為がやんでいること

その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期の期間を設定することができる。

(イ) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒本人及びその

保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

(6) 地域や家庭との連携

学校とPTA、地域の子どもの健全育成に関わる関係諸団体や機関等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員制度を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(7) より実効性の高い取組を実施するための措置

ア 学校いじめ基本方針について、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に点検し、必要に応じて見直すなどPDCAサイクルで検証を行うように努める。

イ いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修（事例研究やロールプレイ等）を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

「重大事態」の定義は、法第28条第1項の定めるところによる。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

○児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な損害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断した場合でも速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会が必要と認めたときは、重大事態が発生したものとして調査等に着手するものとする。

(2) 町教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生の報告

重大事態が発生した場合は、学校は速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会はこれを町長に報告する。

イ 調査の主旨及び調査主体

町教育委員会は、学校からの重大事態の発生の報告を受けたときは、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の主体や、調査組織の構成について判断する。

学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、町教育委員会において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置等の支援を行う。

ウ 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合、迅速性の観点から、法第22条に基づき学校に設置した「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、

当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織を構成する。

教育委員会が調査主体となる場合、町教育委員会の下に設置された「藍住町いじめ防止等対策委員会」において調査を行う。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう配慮する。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

調査の目的は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応ではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることとし、因果関係の特定よりも客観的な事実関係を速やかに把握することを重視して行う。

(ア) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、以下の点に留意して調査を行う。

○いじめを受けた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

○いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先に調査を実施する。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

○いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○町教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

- (イ) 児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の感情に最大限配慮する。

また、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成22年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

○背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒の背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、最大限の配慮と説明を行う。

○死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、町教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生等へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○詳しい調査を行うに当たり、町教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調

査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意するように努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や自殺の連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

オ 調査実施におけるその他の留意事項

- 法第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も、それのみでは重大事態の全容の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28項第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項に基づく調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

ただし、法第23条第2項による措置によって事実関係の全容が十分

に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要と判断した場合は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該児童生徒の出席停止措置を適切に運用する。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ア 町教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、説明に当たり、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。
- イ 調査結果については、町教育委員会が主体となったものは、速やかに町長に報告する。学校が主体となったものは、速やかに町教育委員会を経由して町長に報告する。なお、アにおける調査結果の説明により、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて町長に提出するものとする。

(4) 町長による再調査

- ア 町長は、町教育委員会又は学校から報告を受けた重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要と認めるときは、

法第30条第2項に基づき、専門的な知識及び経験を有する第三者を含む調査組織を設けて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができる。

イ 再調査を行った場合は、町長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明する。

ウ 町長は、再調査を行った場合は、その結果を踏まえ町教育委員会に対し必要な措置について意見を述べるができる。

(5) 再調査に基づく措置等

ア 町長は、町教育委員会から報告を受けた重大事態に係る再調査を行った場合は、法第30条第3項に基づき、その結果を議会に報告する。

報告の内容については、個々の事案の内容に応じて、個人のプライバシーに対して配慮を行う。

イ 町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

7 その他留意事項

町は、本方針の改定から3年の経過を目途として、法の施行状況や国及び徳島県のいじめ防止基本方針の変更等を勘案して、町基本方針の見直しを検討する。

また、学校におけるいじめ防止基本方針について公表するとともに、取組状況を確認し、適切な検証と見直しが図られるよう助言する。